

裁判長認印

七

令和2年特(わ)第858号等

打合せメモ（第8回）

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社
	大 川 原 正 明
	島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反， 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 3 年 5 月 2 8 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 長 裁 判 官	平 出 喜 一
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 官	赤 瀬 柚 紀
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	駒 方 和 希
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

1 争点及び証拠の整理に関する事項

弁護人ら

予定主張記載書面（5）及び証拠調べ請求書（いずれも令和3年5月
28日付け）を提出する。

裁判長

期日で提出されても検討ができないので、書面は事前に御提出いただきたい。

弁護人ら

了解した。

裁判長

弁護側の新たな実験の状況はいかがか。

弁護人ら

実験は終了しており、証拠にまとめる作業中である。

裁判長

解釈論に関する弁護側の証人についてはいかがか。

弁護人ら

本件の経緯に関連する証人ではないが、解釈の背景について証言していただくことが滅菌・殺菌についての理解に有用であると考えている。具体的には、微生物制御や感染制御という分野の専門家であり、弁第14号証、第15号証、第24号証の関連である。

裁判長

検察官の意見を聴いた上で採否を判断するので、まずは証人請求をしていただきたい。

検察官請求証人の日程についてはいかがか。

検察官

次のとおり、証人の予定を確保済みである。

長谷川寛晃証人（検(人)第19号証）：7月16日

新地徹英証人（検(人)第15号証）：8月3日

青木謙治証人（検(人)第16号証）：8月5日

裁判長

上記の各証人の反対尋問の時間は、どの程度の見込みか。

弁護人ら

いずれの証人も、主尋問と同程度の見込みである。

2 今後の進行等

裁判長

打合せ期日として予定していた6月23日午後4時00分を公判前整理手続期日として指定し、6月23日に公判前整理手続を終了して、仮予約している7月の公判期日を指定することとしたい。なお、その後に期日間整理手続に付する可能性はある。

検察官及び弁護人ら

了解した。

弁護人ら

上記の専門家の証人請求書を6月10日までに提出する。検察官には、上記の専門家の証言予定事項を記載した書面も同日までに併せて送付する。

新たな実験の結果に関する主張を記載した書面及び証拠請求書は、6月21日までに提出する。

裁判長

6月1日又は2日に暫定的な争点整理案を送付するので、6月21日までに双方の意見をいただきたい。

検察官及び弁護人ら

了解した。

令和3年6月3日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官

長谷川 健 夫

